

産業廃棄物の分類表

・家庭から出るごみ、および事業活動から出るごみで分類表に該当しないものは、市のごみ収集、またはエコの丘に搬入してください。

分類表のごみは産業廃棄物になりますので、市では収集できません。許可を受けている産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

あらゆる事業活動に伴う産業廃棄物

分類	具体例
燃え殻	木炭・石炭の焼却灰、煙突のすす
汚泥	めっき汚泥、ベントナイト汚泥、碎石スラッジ、不良セメント
廃油	使用済みのエンジンオイル、廃食用油、溶剤、灯油、軽油、てんぷら油類
廃酸	写真定着液、アルコール発酵廃液
廃アルカリ	写真現像液、自動車用不凍液
廃プラスチック類	合成ゴム、発泡スチロール、合成繊維、ポリ容器、コピー機、廃農業用フィルム、廃合成建材（タイル、断熱材）
ゴムくず	天然ゴム製品
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、アルミサッシ、事務机、スチール棚
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	板ガラス、ガラス繊維、陶器、レンガ、コンクリート製品、石膏ボード、窓ガラス
鉱さい	高炉等の残さ、不良鉱石、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂
がれき類	工作物の新改築・解体に伴うコンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類
ばいじん	電気集じん機ダスト、バグフィルターダスト

特定の事業活動に伴う産業廃棄物

分類	具体例
紙くず	製紙工場、新聞業、出版業、印刷業から出るもの
	建設業から出るもの（工作物の新改築、解体に伴うものに限る）
木くず	建設業から出るもの（工作物の新改築、解体に伴うものに限る）
	製材業、木製品製造業から出るもの
	物品賃貸業の木製家具、貨物流通の木製パレット
繊維くず （合成繊維は廃プラスチック類）	製糸業、紡績業から出るもの（繊維製品製造業を除く）
	建設業から出るもの（工作物の新改築、解体に伴うものに限る）
動植物性残さ（生ごみ、市場・飲食店から出るものは一般廃棄物）	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業から出るもの
動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場から出る骨
動物のふん尿	畜産農業から出るもの
動物の死体	畜産農業から出るもの
産業廃棄物を処理するために処分したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固形化物